

一般会計予算決算常任委員会  
産業建設分科会記録

令和3年8月26日

【開催日】 令和3年8月26日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午後3時55分～午後4時25分

【出席委員】

分科会長	中村博行	副分科会長	藤岡修美
委員	岡山明	委員	高松秀樹
委員	恒松恵子	委員	森山喜久
委員	宮本政志		

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

副議長	矢田松夫
-----	------

【執行部出席者】

経済部長	河口修司	経済部次長兼農林水産課長	川崎信宏
商工労働課長	村田浩	商工労働課主査兼商工労働係長	宮本渉
商工労働課公共交通対策室主任	大森一世	商工労働課企業立地推進室主任	水野雅弘
農林水産課技監	山崎誠司	農林水産課主査農林係長	平健太郎
農林水産課水産係長	藤澤竜	農林水産課耕地係長	本多享平
建設部長	河田誠	建設部次長兼都市計画課長	高橋雅彦
土木課長	泉本憲之	土木課課長補佐兼河川港湾係長	大和毅司
土木課主査兼管理係長	壹岐雅紀	土木課道路整備係長	三塩泰史
土木課用地係長	日高辰将		

【事務局出席者】

事務局次長	島津克則	書記	岡田靖仁
-------	------	----	------

【審査内容】

- 承認第7号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第7回）に関する専決処分について
- 議案第76号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）につい

て

### 3 議案第56号令和2年山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について

---

午後3時55分 開会

---

中村博行分科会長 ただいまより、一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会を開会いたします。それでは審査番号1番、承認第7号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)に関する専決処分について説明を求めます。

村田商工労働課長 令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算(第7回)に関する専決処分について御説明します。お手元にお配りしていますA4、1枚の資料「新山野井工業団地かんがい揚水について」を御覧ください。資料に沿って御説明します。まずは1、施設概要ですが、新山野井工業団地を造成する際に、市は七日町自治会と新山野井工業団地内調整池の水を農業用水として利用することができるように協定を締結しています。このため調整池にかんがい揚水施設を設置して、ポンプで毎年農業用水を供給しています。資料には、「七日町水利組合」と書いてありますが、正しくは「七日町営農組合」です。次に、専決処分に至った経緯ですが、毎年、田植えの時期に中国電力株式会社に依頼し、電気を通していましたが、電気の契約締結後、ポンプが正常に稼働するか現地を確認したところ、ポンプが正常に動きませんでした。このため、業者に確認を依頼し、調査した結果、インバータの交換が必要であるとのことでした。しかしながら、農業用水の供給は早期に実施できるようにしておかないと水不足となり、営農活動に影響が出るため、早急な修繕対応が必要であったことから、7月6日付けで所要の予算措置について専決処分を行いました。3、修繕費用ですが、258,500円となっています。かんがい揚水の維持管理は、新山野井工業団地を造成した丸紅株式会社からの2,000万円を原資として基金を造成し、充当しています。基金の残高は、令和2年度末現在で1,782万2,786円です。これまで修繕での

支出はなく、毎年の電気代に充当しています。次に、参考までに新山野井工業団地と周辺の図を掲載しています。厚狭・埴生バイパスからの入口付近に調整池があり、この調整池にポンプ施設を設置しており、厚狭・埴生バイパスを横断して七日町自治会に農業用水を供給しています。続きまして、補正予算書の5ページをお開きください。歳出から御説明します。7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、10節需用費、修繕料は、先ほど御説明いたしましたように25万9,000円を計上いたしました。続きまして、歳入です。19款繰入金、1項基金繰入金、5目新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金繰入金について御説明します。先ほど御説明した修繕につきまして、新山野井工業団地かんがい揚水施設維持管理基金を充当しました。最後に現在の状況ですが、専決処分後、すぐに業者に発注しましたが、現在、全国的に半導体が不足しており、インバータの入荷が遅れています。入荷は早くても10月下旬になる見込みとなっており、まだ修繕が完了していません。この状況を自治会の担当の方に報告し、水が不足する場合はほかのため池から供給できるように御対応いただいているところです。御審議のほどよろしくお願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

高松秀樹委員 理由のところで、「ポンプが正常に稼働するか市担当者が現地確認したところ」とありますが、これは毎年、市の職員が現地確認するのでしょうか。また、これはいつ現地確認をされたのか。

村田商工労働課長 毎年、5月から10月までの間に電気を供給しており、中国電力株式会社に連絡し、電気を通した後に、職員が5月の連休明けぐらいに正常に稼働するかどうかのチェックを行っています。

高松秀樹委員 この施設は、市の施設ということになるんですか。

村田商工労働課長 そのとおりです。

高松秀樹委員 インバータの交換とありますが、インバータとは何ですか。

村田商工労働課長 詳しくは分かりませんが、直流を交流に変換するための電源装置で、電気を使う製品にとって重要な装置ということです。

宮本政志委員 このポンプは新設してから何年ぐらい経過しているものですか。

村田商工労働課長 七日町自治会と協定を締結したのが平成6年ですので、もう27年は経過していると思います。

宮本政志委員 そうすると、仮にインバータを交換しても、すぐ本体そのものが使えなくなる可能性があります。ポンプ自体を変えた場合、新品ならどれぐらいの価格で買えるんですか。

村田商工労働課長 御指摘のとおり、施設がかなり老朽化していますので、業者に何回か見ていただいたことがあるんですが、部品がなく、修繕は難しいと言われております。ただ、新規の購入についてはまだ聞いたことがありません。

宮本政志委員 修繕に30万円近く掛かるわけですから、度々、何十万円も掛けるよりは、新設を考えたほうが良いのではないかと思います。

森山喜久委員 七日町営農組合は営農活動ができていますか。

村田商工労働課長 どのぐらいの田んぼをされているかは分かりませんが、以前はこの図に載っているところの一带で作っておられたようです。しかし、今は作り手が少なくなったことが原因で、かなり田んぼも少なくなってきたとお聞きしております。

高松秀樹委員 これは専決したけれど、実行してないということになるんですね。

村田商工労働課長 発注はしております。

高松秀樹委員 だから発注したけど、まだ支払をしていないんですね。宮本委員が言われたように、新品のポンプの値段が幾らかとか、そっちも調査されたほうがいいんじゃないですか。

村田商工労働課長 ポンプ自体はかなり大掛かりな設備ですので、そんなに安い金額ではないです。（「数千万と思います」と呼ぶ者あり）

岡山明委員 このポンプは1台ですか、2台ですか。

村田商工労働課長 1基です。

岡山明委員 ポンプが1基で、それを10月まで使用できないという状況ですね。営農される方にとって水は必要不可欠ですよ。今、ポンプが使われてないということで、どういう形で水の供給をされているんですか。

村田商工労働課長 最近雨が降りましたので、今は大丈夫です。一時期、水不足になったときは、ほかの場所のため池から供給できるように手配していただきました。

岡山明委員 手配されたとは、近辺にほかのため池があるということですか。

村田商工労働課長 近辺のため池から簡易のポンプで引っ張ってきて、供給されました。

中村博行分科会長 多分、もう水は要らんとします。いいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、質疑を打ち切ります。承認第7号はこれにて審査を終わります。次に、議案第76号令和3年度山陽小野田市一般会計補正予算（第9回）について説明をお願いいたします。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、令和3年度一般会計補正予算書について御説明します。農林水産課分は2件です。補正予算書18、19ページをお開きください。まず、今年度から始まり、5月に募集した人・農地プラン実質化推進支援事業に係る19万1,000円の増額補正です。事業概要は、集落内の農業者へのアンケート調査や話し合いにより担い手への農地集積など営農の計画を作成するものです。予算の内訳は、6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費、3節職員手当等は時間外勤務手当10万6,000円です。3目農業振興費、7節報償費は計画の検討会議に係る生産者団体等の役員2名分の報償金で1万6,000円です。10節需用費、消耗品費は地図作成に係るロール紙等で1万5,000円です。11節役務費は郵送料で3万4,000円です。13節使用料及び賃借料は会場使用料で2万円です。12、13ページをお開きください。歳入については、21款諸収入、4項雑入、3目雑入、6節農林水産業費雑入、人・農地プラン実質化推進支援事業補助金は19万1,000円で歳出全額補助となります。18、19ページをお開きください。続きまして、防災重点ため池廃止事業600万円の増額補正です。防災重点ため池は、下流域に人家、公共施設等があるため池で山口県が指定したものです。決壊時には甚大な被害が発生するため、使用しない防災重点ため池は廃止するよう位置づけられています。今回は、山陽斎場の南にある、萩原ため池を廃止するための実施設計作成業務委託料です。予算の内訳は、6款農林水産業費、1項農業費、5目土地改良事業費、12節委託料、調査設計委託料で600万円です。10、11ページをお開きください。歳入については、16款県支出金、2項県補助金、4目農林水産業費県補助金、1節農業費県補助金600万円で歳出全額補助となります。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

村田商工労働課長 商工労働課分について御説明します。まずは、お手元にお配りしております資料、JR厚狭駅バリアフリー化整備事業について、A4、1枚の資料を御覧ください。これに沿って御説明します。まずは1、事業概要ですが、JR厚狭駅につきましては、バリアフリー法に基づくバリアフリー施設整備工事の実施対象となっており、この度、国からJR厚狭駅の在来線側の事業の一部が採択されたとの報告がありました。2、整備内容ですが、採択された事業は、在来線側のエレベーター及び多機能トイレの設計、内方線付き点状ブロックの整備に関する設計・施工、エレベーター設置に伴う支障移転工事の実施です。なお、在来線のホームは4か所ありますが、その4か所全てにエレベーターを設置するか、ホームの一つを使わないようにダイヤを調整した上で、エレベーターを3基にするかを、設計と同時に検討されるということです。3、事業費は8,611万5,000円です。4、補助金額ですが、国、市、JR西日本がそれぞれ3分の1ずつ費用負担するもので、市の負担額が2,870万5,000円となっています。6、スケジュールですが、9月以降に市に補助申請され、採択後、工事着手されます。完成は来年の3月末の予定です。その次に、参考として在来線口の改札の位置図を掲載しています。上の図が既存図、下の図が新規計画図です。大きな変更点はトイレの整備についてですが、在来線駅、既存図を御覧ください。在来線側のトイレは駅の外から入るトイレ、柵外トイレと改札口を入ってから入るトイレ、柵内トイレがあります。在来線駅新規計画図を御覧ください。この度の計画は柵内のトイレを撤去し、多機能トイレを設置するとともに柵外トイレを改修します。これによって多機能トイレも含めて外から入るトイレのみとなります。続きまして、補正予算書の18ページ、19ページを御覧ください。7款商工費、1項商工費、2目商工総務費、18節負担金、補助及び交付金、交通施設バリアフリー化整備事業補助金ですが、先ほど御説明しましたように2,870万5,000円をJR西日本に交付します。説明は以上です。御審査のほど、よろしくお願いいたします。

泉本土木課長 土木課分を御説明します。補正予算書20、21ページを御覧ください。11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、1目道路橋りょう河川災害復旧費、14節工事請負費の補正予算について御説明します。令和3年7月7日から7月12日までの梅雨前線豪雨の影響により、7月12日に市道栗田大道畑線において公共土木施設である道路が被災しました。被災場所は別添の参考資料を御覧ください。災害発生時の降雨量は、大正川観測局において時間雨量50ミリ、日雨量81ミリを記録しております。この豪雨において市道のり面が崩壊する被害が発生したため、災害復旧事業を実施するものです。被害の内容は道路のり面が延長約5.3メートル、高さ約5メートルが崩壊したものです。このため、崩壊箇所をコンクリートブロック積みで復旧する予定としております。なお、事業名称は市道栗田大道畑線道路災害復旧工事、事業費は14節工事請負費を復旧事業費として710万円増額補正します。事業費の内訳として、700万円が国庫負担金対象事業費、10万円が単独事業費としております。また、国庫負担金対象事業費の66.7%の466万9,000円が国庫負担金となります。次に歳入について御説明します。10、11ページをお開きください。15款国庫支出金、1項国庫負担金、4目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費国庫負担金について御説明します。これにつきましては、市道栗田大道畑線道路災害復旧の工事分と昨年度施工した、市道片山線道路災害復旧工事分がありますので、それぞれ御説明します。まずは、市道栗田大道畑線災害復旧工事分から御説明します。公共土木施設災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業国庫負担法により国が3分の2を負担することが規定されていますので、それに相当する466万9,000円が国庫負担となります。次に、市道片山線道路災害復旧工事分について御説明します。これは、令和2年度に発生した災害の復旧工事となります。事業につきましては、令和2年9月議会において補正予算を審議、可決していただき事業を実施しました。昨年度の2月に復旧工事が完了し、事業費が確定しております。繰り返しになりますが、事業

については、3分の2が国の負担で賄われることとなっております。国におきましては、「3か年復旧のための予算措置」の考え方により、発生初年度に85%、2年度目に99%、3年度目に100%の進捗を標準として予算措置を行っている状況にあります。このため、初年度は85%相当の交付決定を頂いており、2年目である本年度に残りの15%を施越分として交付していただくこととなります。この工事におきましては、初年度に内示見込み額の85%分として99万1,000円の交付決定をいただいています。先ほど説明しましたが、この工事は既に完了しており、事業費が決定しておりますので、この事業費から昨年度、交付決定を受けた額を差し引いた額を施越事業費分として交付決定していただき、国庫負担金として5万4,000円を交付していただくものです。今、御説明した2件の合計額472万3,000円が今回の国庫負担金に係る補正金額となります。12、13ページをお開きください。引き続き、22款市債、1項市債、10目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧債について御説明します。これにつきましては、本年度の災害復旧事業分のみが対象となります。被災当該年度の起債充当率は100%ですので、金額は230万円となります。最後に本年度の災害に係る国の災害査定は、9月第2週に予定されています。御審議のほどよろしく申し上げます。

中村博行分科会長 それでは質疑に入ります。まず農林水産課分、補正予算書の18、19ページ、農業費のところでお問い合わせをお願いします。

森山喜久委員 人・農地プラン実質化の事業と言われたんですけど、改めてこれを説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和2年度の事業は、人・農地問題解決推進事業という名称でした。令和3年度から、先ほど申しましたように、事業が変わり、新しい事業になりました。5月に募集があり、補正したんですが、その内容は、集落又は地域を単位として、地域で話合いやアン

ケート調査を行いまして、将来的に集落・地区の農地をどう守っていくかの計画を策定することです。

森山喜久委員 農林水産課のホームページでも、人・農地プランを公表されていると思うんですが、それは継続して行われていると。その補助金が今回改めて出てきたという理解で良いですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和2年度の人・農地問題解決推進事業による話合いがコロナ禍のためなかなかできないということもあり、事業が1年間延びました。さらに、今年度、人・農地の組替えの事業が新しく始まったことで、この事業の中では実質化という言葉を使っているんですけども、「絵に書いた餅」ではないですが、いろいろと机上で計画を立てたものが、実際の地区や集落の現状と合っていないという問題も起こっているところがあります。そういうところは話合いやアンケートをして、実態に合った計画を作る、実質化を行うということで、市の計画の中で実質化を行わなければいけないものについて、計画的に取り組んでいこうということなんです。

藤岡修美副分科会長 土地改良事業費、調査設計委託料についてです。ため池を廃止するという説明がありました。防災上と思われるんですけど、ため池自体に、一時的に大雨が降ったときに貯水能力があって、下流の水路に負担を掛けないという効果があると思うんです。ため池をなくすと一度に下流の水路に水が流れてしまうということを考えた上で、ため池の堤体もたないという、その辺でのこういった事業になるのか。その辺の説明をお願いします。

本多農林水産課耕地係長 調整池という機能もありますが、今回、萩原ため池につきましては、地元住民から「水が抜けてないのではないか」という通報があり、現地を確認しました。そして、今回堤体部に陥没が生じており、水が抜けていない状態でした。そういったことがあり、緊急的に

水を抜くためにサイフォンという装置を設置し、自動的に水を抜いている状態になっております。このため池は、ほかのため池と比べて流域がとて小さくなっており、そこまで治水能力はないと考えております。今後切開するため池については、先ほど申されたような調整機能等も考慮して行っていきたいと思っております。

中村博行分科会長 このため池の管理者は決まっているんですか。

本多農林水産課耕地係長 ため池によって所有者が違う場合がありますが、萩原ため池については、堤体部が市になっております。貯水している水の箇所については、3名いらっしゃいます。その3名から工事の承諾書を得て、事業を進めております。

中村博行分科会長 ここの部分は良いですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）では、商工労働課分について質問してください。

藤岡修美副分科会長 先ほど整備内容で、エレベーターが3基になるか4基になるか分からないという説明があったんですけど、1基違うと事業費がかなり変わってくると思うんですけども、その辺りはどうなるんですか。

村田商工労働課長 今回、エレベーター4基で申請するというのですが、先ほど御説明しましたように、工事を効率的に実施するためにホームの一つを廃止して3つにすることも検討したいという説明がありました。これに伴って、事業費に変更が生じた場合は、変更申請により、補助金も変更になると思います。

中村博行分科会長 ほかによろしいですか（「はい」と呼ぶ者あり）次は土木課の災害の部分ですね。20ページ、21ページの土木課分、栗田大道畑線について質問してください。

藤岡修美副分科会長 これについて、国の災害査定は終わっていますか。

泉本土木課長 査定は令和3年9月の第2週に予定されており、今から受けることとなります。

中村博行分科会長 雨が続いて大変だと思います。職員は遅くまで待機したり、避難所の当番をしたり、大変だと思います。それぞれ負担が生じてくると思うんですけども、その辺はすべて手当をされているのか。これは全体的なことになるかと思うんですけど。

河田建設部長 建設部は、主に豪雨時の待機等で、お盆の前後辺りに1週間から10日程度、注意報それから警報が継続するような状況がありました。職員は、農林水産課も同様ですけど、注意報、警報の当番等を交代で対応しまして、これらの時間外勤務等については、総務課から手当を払うということです。

河口経済部長 先ほど河田部長から農林水産課の話もしていただきましたが、商工労働課としては避難所の対応があります。これは、続くと大変ということで、グループを作りながら、交代制でやっています。時間外勤務手当については、総務課から出ているという状況です。

中村博行分科会長 ほかに質疑はありますか。いいですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、議案第76号についての審査を終わります。ここで15時55分まで休憩したいと思います。

---

午後3時45分 休憩

---

（商工労働課、土木課退室）

中村博行分科会長 それでは、休憩前に引き続き分科会を再開します。議案第 56 号令和 2 年山陽小野田市一般会計歳入歳出決算認定について、お手元の審査日程表に沿って審査いたします。まず審査番号①、6 款農林水産業費は審査対象事業がありますので、説明を求めます。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは、資料の 91 ページをお開きください。審査事業 39 番、農業振興地域整備計画事業について御説明します。まず、事業概要につきましては、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、国及び県計画との整合性に留意し、都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図りつつ、令和元年度に基礎調査を行い、令和 2 年度に委託料 489 万 5,000 円で農業振興地域の全体見直し作業を行いました。現計画は平成 22 年度に策定しており、概ね 10 年を経過しているため作業に着手しました。成果は農業振興地域計画書及び農用地利用計画の素案を作成しました。92 ページを御覧ください。農用地利用計画面積集計です。表の下から 2 段目が見直し後農用地区域面積、一番下段が見直しによる増減です。見直し後は、27.1 ヘクタール減少の 1,060.3 ヘクタールとなります。現在、計画公表に向けて県と計画書の内容協議をしております。御審議のほど、よろしく願いいたします。

中村博行分科会長 説明が終わりましたので、質疑を求めます。

森山喜久委員 農業振興の計画を見直したということですが、成果品は、例えば冊子にするとか、どういう状況でしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 現在、計画公表に向けて県と計画書の内容について協議しているところで、県の同意をもらう段階になっております。成果物については、農業振興地域計画書及び農用地利用計画の素案とその電子データを頂いております。

森山喜久委員 成果物はどれぐらいの量をもたらしているんですか。例えば10冊とか100冊とか、どうでしょうか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 20冊です。

中村博行分科会長 農振地域の見直しということで、私から見ると、まだ不十分じゃないかというところが多々あると思うんです。その辺の意見は、また10年後ということになるんですか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 10年を一つとした計画を策定しますが、今回で言うと令和元年度に基礎調査をしまして、意向調査等もして、見直しが必要かどうかを判断する調査をしますので、必要な時期、おおむね10年後になるかもしれませんが、またそういう調査をしながら、見直しが必要かどうかを判断していくことになります。

中村博行分科会長 特に高齢化が進んでいます。だから、10年というスパンは少し長い気がするんです。農業者がどんどん減っていくという状況にあって、その農地の状況、もちろん農業委員会、農業委員、推進委員を含めた中での検討になるんでしょうけど、その辺を十分に考慮に入れて、今後対応していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

森山喜久委員 農業振興地域とか農用地利用とかそういった言葉になっているので、基本的なことを聞くんですけど、農業振興地域と農用地を説明してください。

平農林水産課主査農林係長 まず、農業振興地域ですが、これは農業を振興する地域ということで、山口県が指定するものです。指定を受けた市町は、農業振興地域整備計画を作らないといけないとなっております。次に農用地区域ですが、これは農業を振興するに当たって今後も確保していく

べき農地を定めているものでして、農用地区域に指定されると当然規制が厳しくなっており、農業以外の用途に使用することが難しいという土地です。

森山喜久委員 それを受けて、92ページの農用地利用計画面積の集計について非農地通知による除外が出ています。これで田んぼにしても畑にしても外れていったということですが、この非農地通知による除外の説明をお願いします。

平農林水産課主査農林係長 非農地通知についてですが、これは農業委員会において、農地ではない、農地として利用することが困難であると判断した地域に対して、発出されるものです。ですので、非農地通知が出された土地は、農業委員会が管理している農地台帳から削除されます。

森山喜久委員 その通知は農業委員会から本人に通知されて、本人の了解の下で今回みたいに外されるということによろしいですか。

平農林水産課主査農林係長 農業委員会から土地の所有者に対して発出されるものです。同意というのは、土地の所有者の同意という意味ですか。（「はい」と呼ぶ者あり）同意は特にありません。農業委員が毎年農地の状況を調査され、その調査を受けて、この土地は農地として利用することが難しいと判断をされた土地に対して発出されておるものです。

中村博行分科会長 地権者は関係ないということですね。

宮本政志委員 そうすると、先ほど委員長が触れたところが重要になってくるんですけど、農業振興地域の田んぼに対して農業委員会が非農地通知することはないんですか。それがあつたら、農業振興地域を解除していくものなんですか。

平農林水産課主査農林係長 農用区域内でも非農地通知が出されることはあります。しかし、どこにでも出されるものではなく、場所的な要件もあると思います。例えば農地が集まっている場所の、ど真ん中の農地が荒れているからといって、そこに非農地通知を出してしまえば、そこはもう農地ではなくなるので、極端に言えば、ほかのことに使えるわけです。そうすると、その農地の集積等にも影響が出てきますので、そういう場所的な要件を勘案されて出されているとは思いますが。

宮本政志委員 農地を持っている何人かの方が、もう農業をしないし、農業振興地域の指定を受けるといろいろ規制があるから、例えば農業委員会によって非農地通知、非農地証明してくれ、もしくは何人かの所有者が県にこの一帯を農業振興地域から外してくださいと言えば、話が進んでいく可能性があるということですか。

平農林水産課主査農林係長 あくまでその現況を調査された上での判断です。現況がどうなっているかによると思いますし、先ほど申しましたように場所的な要件もあるかと思いますが、どこでもと言う訳ではないと思っております。

森山喜久委員 事業の概要として、今回も「都市的土地利用と農業的土地利用との調整を図りつつ」とあります。農業の振興に必要な施策を計画的、集中的に行うとなっている状況の中で、農業振興地域の見直しを含めて、農用地で、市として又は県でもいいんですけど、必要な施策の具体例や計画があれば教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 具体例といいますか、ここ数年で作り手に対しての支援事業を単市で承認していただいて、創設してきたところです。新規就農者に対しての支援事業、それから担い手に対しての支援事業、今後は更に集落営農、広域的に連合体を組みながらやっておられるような組織を支援していきたいと考えております。それと市内には今、圃場

整備をしているところもありますので、いろいろサポートしたいと考えております。

森山喜久委員 作り手について、新規就農者に対する支援は手厚くなったと思っているんです。その一方で、やはり集落営農の担い手とか認定農業者がかなり御高齢になってきている。実際のところ水稻の関係を作る面積が激減してきているんじゃないかと思います。そういったところに対して、具体的にこのようにしていくという指示や支援、育成面について答えられるころがあれば教えてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 先ほど申しましたように、ここ数年で新規就農者の方への支援、それから担い手、認定農業者への支援を単市の事業として取り組んできたところですが、今後は更に、集落営農それから集落営農の集落連合体へどうにか支援できないだろうかということで、今、関係機関と協議しています。まだ、「ここでこういうことをやります」とはお示しできないですが、今後、その辺が形になってくれば、またお示したいと考えております。

中村博行分科会長 いいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、審査事業を終えて、決算書から見ていきましょう。農林水産業費は214ページからですが、農業委員会は明日行いますので、216ページの6款農林水産業費、1項農業費、2目農業総務費からページを追っていきます。216、217ページで質疑はありますか。（「なし」と呼ぶものあり）218、219ページはありますか。（「なし」と呼ぶものあり）220、221ページはありますか。221ページの多面的制度支払制度補助金は、幾つの団体が参加していますか。

川崎経済部次長兼農林水産課長 18団体です。

中村博行分科会長 これはなかなか良い事業ですからね。このページはほかに

ないですね。（「なし」と呼ぶものあり） 222、223ページはありますか。2項林業費です。224、225ページはありますか。

森山喜久委員 25節積立金、森林環境整備基金積立金の関係を詳しく説明してください。

山崎農林水産課技監 積立金850万円のうち826万8,000円を支出していますが、これは、国からの今年度分の3か年ぐらいで、だんだん階段的に譲与税が上がってくるというところなんです。826万8,000円はもう公表されているものなんですけれども、使用は、一番上の調査委託料で、意向調査とか今後をにらんだ業務委託をしており、そのほかに、林道や作業路の維持管理業務を行っております。その2点が主なところなんです。

森山喜久委員 この度の長雨による林道への影響は大丈夫でしたか。

山崎農林水産課技監 今回、梅雨から盆の間に長雨がかなり続いたんですけど、雨が降った後に林道のパトロールを行っております。一部崩れているところがあり、大きくは崩れていないんですが、災害応急などを使わせていただいて、維持管理に努めており、修繕はできています。

森山喜久委員 有害鳥獣の関係を実績など説明してください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 それでは225ページの負担金、補助及び交付金の一番上、有害鳥獣捕獲奨励補助金199万3,000円です。これは、猟友会が捕獲したものに対する奨励補助金でございます。イノシシについては392頭で、単価が4,000円ですね。鹿については85頭で、単価が5,000円です。その合計が199万3,000円です。

森山喜久委員 有害鳥獣捕獲について、猟友会にはまとめて支払を行っているということではないですか。

平農林水産課主査農林係長 有害鳥獣捕獲奨励補助金ですが、市は有害鳥獣対策協議会に支払っております。

中村博行分科会長 ヌートリアの捕獲について、今年度、他市では捕獲に対する奨励金を出すということがあったので、来年度予算にも関わると思いますが、その辺の検討をしてください。

川崎経済部次長兼農林水産課長 一般質問で、ヌートリアの奨励補助金についてどう考えているかということがあり、県内他市に確認したところ、1,000円、2,000円を出しているところもありますし、出していないところもあります。今後のことですが、なかなか補正というわけにはいかないのかなと思いつつ、その辺については、新年度予算でどうか確保できればと思っております。単価については、他市の状況も確認しながら、1,000円か2,000円というところで来年度準備をしていきたいと思っております。

高松秀樹委員 奨励補助金で単価4,000円という話ですが、これに県や国で上乗せがあるんですか。

平農林水産課主査農林係長 有害鳥獣駆除で捕獲をしたものについては、国の事業で上乗せがあります。単価にも差があるんですけども、8,000円であったり9,000円であったりが国の事業で別に出ています。国の事業の実施主体は有害鳥獣対策協議会になっておりますので、県から有害鳥獣対策協議会に直接支払われますので、市の決算書上には出てきてはおりません。

川崎経済部次長兼農林水産課長 令和2年度の決算に係る主要な施策の成果そ

の他予算の振興等の実績報告書があります。その中で28ページの左に2目林業振興費の有害鳥獣捕獲事業、これは毎年こういうふうに掲載していますが、(1)、(2)、(3)とありまして、(2)鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業、イノシシ78頭、鹿6頭が国の事業で、県から有害鳥獣対策協議会に直接入るものです。決算書にあるものが、(3)の有害鳥獣捕獲奨励事業補助金です。これは先ほど申しましたイノシシが392頭、鹿が85頭で、それぞれ単価を掛けたものということです。

高松秀樹委員 この数量が違う理由は何ですか。

平農林水産課主査農林係長 市の奨励補助金は、駆除と狩猟期に取られたイノシシに対しても対象にしております。国の事業につきましては、有害鳥獣の捕獲許可を受けて、有害鳥獣の駆除として駆除したものしか対象になっておりませんので、頭数に差が出ております。（「もうちょっと分かりやすい説明を」と呼ぶ者あり）国の事業は、有害鳥獣駆除の捕獲許可を受けて駆除したものが対象ですので、狩猟期に取ったものについては対象になりません。

高松秀樹委員 駆除で取るのと、狩猟期に取るのは違うんですか。

平農林水産課主査農林係長 狩猟期に取ったものについては、狩猟許可さえ受けておれば、どなたも狩猟ができます。狩猟期以外につきましては、市から捕獲の許可証、有害鳥獣駆除という目的で捕獲の許可証を受けないとはできませんので、狩猟期以外に有害鳥獣駆除目的で捕獲の許可を……（「発言する者あり」）すみません。11月15日から3月15日までが狩猟期です。それ以外の時期に市から有害鳥獣駆除を目的として、捕獲の許可を受けて取ったものでないと国の事業の対象にはなりません。

中村博行分科会長 そうすると、この数字が重複している部分もあるということですね。

平農林水産課主査農林係長 狩猟期間以外に取ったものは、国からと市からの両方が出ます。狩猟期間中に取ったものは、市からしか出ません。

高松秀樹委員 上から2行目の有害鳥獣捕獲委託料は猟友会に払われているんですよね。旧小野田地区と旧山陽地区で幾らずつ払われるんですか。

平農林水産課主査農林係長 旧小野田地区、旧山陽地区ともに同額で、45万8,500円です。

中村博行分科会長 ここはいいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）226、227ページはないですね。（「なし」と呼ぶ者あり）228、229ページはないですか。（「なし」と呼ぶ者あり）それでは、農業費は、ここで一旦終わりです。290ページ、11款災害復旧費、1項鉍毒復旧費と3項農林水産業施設災害復旧費は、ありますか。（「なし」と呼ぶ者あり）よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）それでは、本日の審査を終了したいと思います。お疲れ様でした。

---

午後4時25分 散会

---

令和3年8月26日

一般会計予算決算常任委員会産業建設分科会長 中 村 博 行